



野原 恵子 議員
(日本共産党
幕別町議員団)



国保加入者の平均保険料は、政府の試算によると、中小企業労働者が加入する「協会けんぽ」の1.3倍、大企業労働者が加入する「組合健保(けんぽ)」の1.7倍という水準にある。両健保は雇用者と加入者が保険料を折半する仕組みがあり、国保に比べ加入者の負担が抑えられている。国保は、1984年の法改定により、国保の医療費部分への国庫負担を45%から38.5%に引き下げて抑制し続けてきた結果、住民に重い負担を強いる制度になっている。

町の国保加入率は、平成29年度決算で総世帯数1万2395世帯のうち31.4%の3888世帯、資格証は9世帯12人、短期証は155世帯285人となり、国保税が暮らしを圧迫している。以下について伺う。

(1)国保税について。

①恒常的に生活が困難な方への減免制度を。②大家族ほど負担の重い「均等割」の見直しを。③国保

問 暮らしを守る国民健康保険制度となるよう大家族ほど負担の重い「均等割」の見直しを多子世帯への支援は必要であり、一つの課題と考えている

税の軽減を図るため、一般会計からの繰り入れを。④国保税を「協会けんぽ」並みに引き下げするため、国に財源確保を求めること。

(2)医療費について。

①恒常的に所得の低い方への医療費の窓口負担の減免を。

町長

①所得に応じて7割、5割、2割の法定軽減措置が講じられ、措置されているものと認識しており、それ以外の一律の減免措置は、国等における完全な補てん措置がなく、結果的に他の被保険者の負担となってしまうなど、税負担の公平性を欠くことになることから、減免の制度化は難しい。

②国では、国民健康保険法の改正に対する国会の附帯決議を受け、子供に係る均等割保険税の軽減制度の導入を今後の検討課題としている。また、全国町村会でも、国に対し制度創設の要望を行うこととしており、町独自の均等割の見直しは考えていない。

③一般会計からの法定外繰入は、

国民健康保険に加入していない町民の方々の負担の公平性の観点から、原則行わないこととしている。今後は、国民健康保険基金の活用も含め、急激な税負担増とまらないよう努めたい。

④医療保険制度間の公平と今後の医療費の増加に耐え得る財政基盤の確立を図るため、さまざまな財政支援を国等へ要望していく。

(2)①医療費の一部負担金の減免等は、過去1年以内に災害や天災など特別な事由により収入が著しく減少し、資産などの活用を図ったにもかかわらず、一時的に著しく生活が困難となり、保険医療機関等への支払いができない場合を対象とし、あくまで一時的、臨時的な措置として適用されるべきもの。

常に所得が低い方で、生活保護を受給し得るほど常に困窮に陥っている場合には、生活保護法による医療扶助が補償され、一部負担金の減免等の対象にはならない。被保険者等からの相談や減免等の決定にあたっては、社会保障の観点

点を踏まえ、個別に具体的な事情を十分把握した上で、公平性を損なうことのないよう総合的かつ慎重に判断する。

再質問 大家族ほど負担の重い均等割は、子育て支援に逆行している。国が制度を実施する前に、町として独自に実施できないか。既に取り組んでいる自治体もある。

答 多子世帯など苦勞されている家庭に対する支援は必要と考えてきた。減免の制度化は、税負担の公平性から難しい。補助金のような形で支援するのが望ましいと考えている。ただ、補助制度も簡単に踏み込めないものがあり、一つの課題として考えている。

